



年齢階層では、しつと危険なものを片付けておくこと、

どちらが大事だと思いますか、

問12 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもはどの程度のことばを話せよと思いますか、

問13 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもは、ことばによる簡単な命令や禁止がわかるといいますか、

問14 あなたは1歳6ヶ月の頃にみられるかんしゃくは問題だと思えますか、

問15 あなたは子どもはいつ頃からなぐり描きができるようになると思えますか、

問16 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもの人見知りとは問題だと思えますか、

問17 あなたは現在お子さんについて何か心配なことがありますか、

問18 あなたは育児や家事以外の収入に関係のある仕事をもっていますか、

1) 子どもに対する母親の配慮

子どもに対する細やかな配慮は、乳幼児期のように養育者に対する依存度の高い時期にある子どもにとっては欠かせぬものである。そうした配慮があつてこそ子ども、心身の順調な発育発達は可能なのである。子どもの健康の維持や生命の安全にとって養育者の細やかな配慮は不可欠のものといえる。

問1 あなたは、おもちゃを買う時に子どもの年齢や発達段階というものを考えて選びますか、

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	18	(39.1)	60	(60.0)	70	(55.1)
ロ	24	(52.2)	37	(37.0)	53	(41.7)
ハ	4	(8.7)	3	(3.0)	4	(3.1)
N	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. よく考えて選ぶ
- ロ. 考えて選ぶこともある
- ハ. その事はあまり考えずに選ぶ

問2 あなたはおもちゃを与える時、そのおもちゃの安全性について考えますか、

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	14	(30.4)	36	(36.0)	41	(32.3)
ロ	29	(63.0)	62	(62.0)	76	(59.8)
ハ	3	(6.5)	2	(2.0)	10	(7.9)
N	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. よく調べて与える
- ロ. 一応調べて与える
- ハ. あまり考えずに与える

問3 子どもが夜、ねてから淋しがって泣くような時あなたはどうしますか、

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	30	(65.2)	76	(76.0)	88	(68.2)
ロ	15	(32.6)	21	(21.0)	37	(29.1)
ハ	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.5)
N	1	(2.2)	3	(3.0)	0	(0.0)

- イ. 傍にいてやり、声をかけたり身体をさすったりする
- ロ. 一応様子を見て、異常がなければそのまましておく
- ハ. 泣きぐせがつくと困るからそのまましておく

問4 忙しい時に子どもから相手を求められたらあなたはどうしますか、

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	13	(28.3)	23	(23.0)	24	(18.8)
ロ	29	(63.0)	73	(73.0)	97	(76.3)
ハ	4	(8.7)	3	(3.0)	5	(3.9)
N	0	(0.0)	1	(1.0)	1	(0.7)

- イ. 仕事をやめ、すぐに相手になってやる
- ロ. 時間をつくってから相手になってやる
- ハ. 甘えぐせがつくからそのまましておく

問5 子どものお食事の味つけや熱さ加減などにあなたは気をつかいますか、

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	7	(15.2)	20	(20.0)	25	(19.6)
ロ	33	(71.7)	73	(73.0)	87	(68.5)
ハ	6	(13.0)	7	(7.0)	15	(11.8)
N	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. 子どもだから特にこまかく気をつかう
- ロ. 大人より気をつかうが、あまりこまかくは考えない
- ハ. もう大人と同じに考え、とくに気はつかわない

問1から問5の質問は、母親が日常の養育場面においてどのような配慮を行っているかをきいたものである。その結果をみると、母親達の子どもに対する配慮は、一応は適切なものがなされているといえる。おもちゃを買うと与える時に、その安全性について多くの母親が気をつけており、発達段階に応じたものを与えるように大半の母親は努力している。しかし、この場合、発達段階に

ついでに配慮に比べ、安全性についての配慮がやや少ないが、1歳6ヶ月児段階では、おもちゃ玩具による事故が多いことを考えると、安全性についてのさらに細やかな配慮が必要といえよう。また夜、子どもが淋しがつて泣くような時にも、「様子を見て異常がなければそのまましておく」という母親が20%~30%の数を占めているが、1歳6ヶ月という年齢段階を考えた時、傍にいて声をかけてやったり、身体をさすって安心させてやるといった細やかな配慮が今以上に必要ははずである。

2) しつけ

しつけの中で最も目立つのは、間食の与え方にみられる親の甘い態度である。全くきびしさに欠け、間食を子どもの欲しがる時に与えるという親が、どの地域も3割をこえ福島県の第2子以降の子どもの場合など半数のものが子どもの欲しがる時に間食を与えている。(問8-2) 時間を決めて規則的に与えている親はごくわずかであり、最も多い福島県の都市部の場合でも20%に過ぎない。これで、う歯が増加しなければ不思議である。

問6 あなたは子どもの食事の自立のしつけはどのようにしていますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	22	(47.8)	47	(47.0)	46	(36.2)
ロ	22	(47.8)	51	(51.0)	76	(59.8)
ハ	2	(4.3)	1	(1.0)	5	(3.9)
N	0	(0.0)	1	(1.0)	0	(0.0)

- イ. 積極的に自分で食べさせるようにしている
- ロ. 食べたがるものは自分でさせるようにしている
- ハ. よごすし、出来ないから大人がみな食べさせている

問7 あなたは排泄のしつけはどのようにしていますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	6	(13.0)	20	(20.0)	33	(26.0)
ロ	31	(67.4)	68	(68.0)	74	(58.3)
ハ	8	(17.4)	10	(10.0)	19	(15.0)
N	1	(2.2)	2	(2.0)	1	(0.8)

- イ. 早くおしえるようしつけを行っている
- ロ. しつけは行っているがまだ小さいから効果は期待していない
- ハ. どうせ大きくなればおしえるのだからしつけはまだ行っていない

問8-1 あなたは間食はどのように与えていますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	3	(6.5)	21	(21.0)	19	(14.9)
ロ	25	(54.3)	44	(44.0)	67	(52.8)
ハ	18	(39.1)	35	(35.0)	41	(32.2)
N	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. 時間をきちんと決めて与えている
- ロ. 時々、時間外に与える事もある
- ハ. 時間を決めずに欲しがる時に与えている

問8-2 あなたは間食はどのように与えていますか

地域	第一子		第二子以下	
	実数	%	実数	%
イ	21	(18.9)	19	(16.3)
ロ	72	(64.8)	39	(33.6)
ハ	18	(16.2)	58	(50.0)
N	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. 時間をきちんと決めて与えている
- ロ. 時々、時間外に与える事もある
- ハ. 時間を決めずに欲しがる時に与えている

問9 子どもが化粧道具などをいたずらしている時、あなたはどうしますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	5	(10.9)	22	(22.0)	21	(16.5)
ロ	26	(56.5)	56	(56.0)	85	(66.9)
ハ	13	(28.3)	21	(21.0)	21	(16.5)
N	2	(4.3)	1	(1.0)	0	(0.0)

- イ. きびしく叱ってやめさせる
- ロ. かわりのものを与えてやめさせる
- ハ. 危くなければかまわずにやらせておく

問10 あなたは子どもが指をしゃぶっているのをみつけた時どうしますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	7	(15.2)	10	(10.0)	18	(14.2)
ロ	32	(69.6)	67	(67.0)	94	(74.0)
ハ	5	(10.9)	15	(15.0)	12	(9.4)
N	2	(4.3)	8	(8.0)	3	(2.4)

- イ. きびしく叱ってやめさせる
- ロ. 関心をほかにむけさせてやめさせる
- ハ. この年齢では仕方がないからそのままにさせておく

いたずらや指しゃぶりに対しても、そのことを厳しく禁止する親は少なく、いたずらの場合には、代りのものを与えてやめさせるようにする、というものが多く、指しゃぶりの場合も、関心を他にに向けてやるようにしてやめさせる、とするものが過半数をこえている。

今回の質問紙調査の結果からみても、親のしつけ態度にみられるきびしさの欠如ということは歴然としており、子どもの欲求を尊重することが常に優先している。しかし、間食のしつけの場合のように、時間をかまわず

問11 あなたは子どもの安全を守るためには、この年齢段階では、しつけと危険なものを片付けておく事と、どちらが大事と思いますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	4	(8.7)	9	(9.0)	20	(15.7)
ロ	34	(73.9)	78	(78.0)	86	(67.7)
ハ	8	(17.4)	12	(12.0)	21	(16.5)
N	0	(0.0)	1	(1.0)	0	(0.0)

- イ. しつけが大事
- ロ. 危ないものを片付ける事が大事
- ハ. 両方とも大事なのでわからない

問12-1 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもは、どの程度のことばを話せばよいと思いますか

きょうだい順位	第一子		第二子以下	
	実数	%	実数	%
イ	56	(50.4)	70	(60.0)
ロ	53	(47.7)	45	(38.7)
ハ	2	(1.8)	1	(0.9)
N	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. 一語でも話せばよい
- ロ. いくつかのことばを話さなくてはいけない
- ハ. まだ話せなくともよい

問12-2 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもは、どの程度のことばを話せばよいと思いますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	26	(56.5)	59	(58.0)	68	(53.5)
ロ	18	(39.1)	42	(42.0)	56	(44.0)
ハ	1	(2.2)	0	(0.0)	3	(2.3)
N	1	(2.2)	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. 一語でも話せばよい
- ロ. いくつかのことばを話さなくてはいけない
- ハ. まだ話せなくともよい

に子どもの欲する時に菓子を与えるようなことが、子どもの健康にとって非常に不幸な結果をもたらすだけでなく、自己抑制力の欠けた子どもに育つ危険性も十分にあり、その扱いが好ましくないことは言うまでもないことである。大人のものをいたずらしたような時でも、代りのものを与えてやめさせることより、まず、そのものは子どものさわるものでないことを、子どもにはっきり徹底させることが先決のはずである。こうした1歳6ヶ月児をもった親の養育態度と子どもの問題行動との関係に

問13 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもはことばによる簡単な命令や禁止がわかつていますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	36	(78.3)	75	(75.0)	79	(62.2)
ロ	8	(17.4)	24	(24.0)	45	(35.4)
ハ	2	(4.3)	1	(1.0)	3	(2.3)
N	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)

- イ. わかると思う
- ロ. わかったり、わからなかったりだと思う
- ハ. まだわからないと思う

問14 あなたは1歳6ヶ月の頃にみられるかんしゃくは問題だと思いますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	4	(8.7)	5	(5.0)	14	(11.0)
ロ	25	(54.3)	65	(65.0)	84	(66.1)
ハ	16	(34.8)	29	(29.0)	29	(22.8)
N	1	(2.2)	1	(1.0)	0	(0.0)

- イ. 問題だと思う
- ロ. 大きくなればなくなるので心配ないものと思う
- ハ. わからない

問15 あなたは子どもはいつ頃から、なぐり描きができるようになると思いますか

地域	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	37	(80.4)	88	(88.0)	103	(81.1)
ロ	6	(13.0)	6	(6.0)	21	(16.5)
ハ	1	(2.2)	2	(2.0)	3	(2.4)
N	2	(4.3)	4	(4.0)	0	(0.0)

- イ. 1歳6ヶ月前後から
- ロ. 2歳前後から
- ハ. 3歳すぎから

問16 あなたは1歳6ヶ月の頃の子どもの人見知り  
問題だと思いますか

地域 答	富山		福島(都市)		福島(農村)	
	実数	%	実数	%	実数	%
イ	8 (17.4)		10 (10.0)		8 (6.3)	
ロ	31 (67.4)		73 (73.0)		100 (78.7)	
ハ	7 (15.2)		16 (16.0)		19 (15.0)	
N A	0 (0.0)		1 (1.0)		0 (0.0)	

- イ. 問題だと思う。
- ロ. 大きくなるとなくなるのだから心配ないと思う
- ハ. わからない

については、佐藤<sup>9)</sup>、岩堂<sup>10)</sup>などの研究によっても明らかにされている。

3) 子どもへの理解  
親が子どもの成長発達の特徴や個性について正しく理解することは、しつけや指導を行う上で極めて重要なことである。問11から問16までの質問項目は、1歳6ヶ月児というものを母親が正しく理解しているかをきいたものであるが、この場合も、母親達の多くは1歳6ヶ月児の発達について一応は理解しているといえよう。

ことばについても、安全能力についても、あるいは情緒発達についても、母親達は1歳6ヶ月児という年齢段階の子どもに対して一応妥当な期待をもっており、その期待が特に過剰になつていような傾向はみられない。つまり現在の母親達は幼児の発達について基本的な知識は、すでにもつているとみてよいわけである。従って、質問紙調査の結果にみられるような、正しい理解にもとづいて母親達が、日常生活の中で子どもに接することが可能であるならば問題はないわけである。

### III 母親の養育態度にみられる問題

母親の育児態度にみられる問題については、保健婦の全国研修会に参加していた福井県、兵庫県、大阪府、愛知県の保健婦5名と、福島県下の都市部と農村部を担当している7名の保健婦に対して行った2回の面接調査の結果から考察した。

1) 母親の養育態度の歪み  
① 他人依存的態度  
母親の中には自分が母親であることを忘れ、全て他人依存のものが多くみられる、ということが各地域の保健婦の報告に共通してみられた。自分で判断して育児ができず、常にマスコミからの情報や医師、保健婦のような専門家の意見をきいて行動するといったタイプの母親が、現在では都市、農村を問わず非常に多く存在してい

るわけである。このことは親としての自己の責任の回避にもつながり、子どもを叱る際にも誰かに叱られるからやめなさい、といった叱り方をする事になり、母親自身の存在は陰にかくれてしまうのである。これでは子どもの母親に対する信頼感はやたないし、権威も当然のことながら期待することは無理である。  
② 厳しきの欠如  
自主性の欠如ということは、厳しきの欠如にもつながってくるわけで、質問紙調査にも表われていたが、子どもの誤った行為に対して、毅然とした態度をとれない親がふえているということについても、各保健婦の意見は一致していた。例えば、健診の場で騒ぐ子どもに対して、見てみぬふりをしたりしている親が多いというし、家庭の中でも、子どもの要求にふりまわされているケースが多く、その最もいい例が、質問紙調査の結果にもあらた間食の放任的な与え方である。

この厳しきの欠如は、母親に限ったものではなく、農村部で母親に育児を委せられている祖母の場合も同様であるし、父親の多くも、子どもに対し厳しさを忘れたものが多いという。

③ 真の理解の不足  
現在の母親達は、質問紙調査の結果をみてもわかるように、乳幼児の心身の発育、発達について一応の知識はみなもつていいる。しかし、果して子どもというものを真に理解しているかどうかという、それはすこぶる疑問である、というのが多くの保健婦の意見である。母親の中には、祖母委せの育児や、保母委せで子どもに接することが少ないために無理解になつていいるケースもあるが、その多くは子どもに対する生きて知識をもたぬ母親達である。

健診の相談の場においても、育児書に示されているような標準的な子ども像のみを頭に描いて、子どもに要求を課している母親が多いのに驚かされるといいうし、子どもへの接し方を全く知らぬために、どのような働きかけを行つてよいか判らぬと、不安を訴える母親に接することが多いという。そのことは、おそらく母親になるまでに幼児に日頃ふれることなく過してきたために、そうした生きてきた真の子どもに対する理解や知識を欠いた母親がふえてきたのではないかと、というのが多くの保健婦の意見である。  
④ その他、子どもへの接触の必要性は理屈では判つていても、母親達の使用する育児用具の中には、子どもの人間性を全く無視したものが多く使われており、母親の子どもへの理解が、みせかけのものである、ということも調査面接の場で話題になった。例えば、乳児を運ぶ育児

用具の中には、手でぶらさげて運ぶ買物かごのような形のものがあり、子どもは其中でぶらまわされることになり、とても「人間」を運ぶ用具とは思えないし、背負いかごのような用具の場合も、子どもと母親とは全く背中合わせであって、母子の目と目の交流には最も不向きな形態のものが多くの地域で使われているという。たしかに、ただ運ぶだけを目的としたそうした育児用具を平気で使用する母親は、子ども心を真に理解しているとはいえなからう。

(2) 問題ケース

健診の場で発見される問題ケースも当然あるが、未受診のケースの中に、家庭訪問を行うことによって深刻なケースを発見することが多いのが各地域の現状である。例えば、兵庫県東部のA保健所管内のケースで、母親が知的境界線にあり、子どもに対して食事を与えないで虐待するといったケースがあったが、そのケースも家庭訪問で、はじめて実態を把握することができたのである。このケースの場合など、保健婦が差出すむすびは食べるが、母親が傍に来ると食べなくなるといった状態にあり、母子関係は正に崩壊状態にあったという。

また、名古屋市市のB保健所の保健婦からは、家庭訪問により自閉症児を発見し、県の精神衛生センターのセラピストと協力して指導にあたったケースについて報告があったが、この場合は、その子どもの住む近隣の社会環境全体が極端に悪く、生活困窮者が密集して住んでいて、一世帯当りの子どもの数も多い上に、そのほとんどは放任されており、障害児が生れた場合にも、みな放置されているといった状況である。従って、前記のようなケースが年に2～3ケースは必ずあり、地域の育児環境全体の正しい把握と改善への働きかけが、ぜひ必要であるというのが、地域担当の保健婦全員の意見である。

以上のごとから考えても、特に1歳6ヶ月児の場合は、3歳児の場合と異なり、母親の方に問題行動に対しては深刻な認識が欠けている場合が多いので、未受診者の中に多くの問題ケースが含まれていることが考えられるわけである。

(3) 指導の実際と問題点

育児態度に問題をもつ親の指導の実際と問題点については、前記の保健婦からの面接調査結果以外に、母子愛育会の母子衛生従事者研修会に出席した各地の保健婦からの報告を加え、その実態を報告すると共にそこにおける問題を明らかにする。

(1) 指導の方法

育児態度に問題をもった母親の指導は、いろいろな方法でなされているが、主として保健婦による指導は大別

すると次の3つに分けられる。

- ① 健診時における指導
- ② 保健所内における指導
- ③ 家庭訪問

この他に他の医療、福祉機関などの協力による指導も行われているが、その内容、方法は地域により大きな差があり、種類もさまざまである。

①の健診時における母親の指導も、地域差が大きく、健診の規模、担当者の組織構成などによって、診断や指導の内容も非常な違いがみられる。

相談担当者も、保健婦のみによってその指導が行われている所と、児童相談所や家庭児童相談室の心理判定員や相談員の参加を求めて、問題ケースの処理にあたっている所があり、問題のスクリーニングの方法も、受診前質問紙の結果を基にしてスクリーニングしている所と、健診の場での問診を中心にして、その場でスクリーニングしている所がある。健診の場で問題が発見された時も、心理相談の専門家の手に渡している所と、保健婦がその場で自分自身の手で指導を行っている所があるし、健診の場ではその発見のみに止め、再来させ、本格的な指導を所内で行ったり、児相へ送ったりしている所もある。

②の所内における指導には、個人を対象にしたものと、集団を対象にしたものがある。福井県の農村部のC保健所の場合は保健所の二階を開放し、集団で、40～50名の問題の子どもを母親を対象にした母親教室を開き、子どもの問題を理解させようとする試みがなされており、保健婦が子どもの保育まで行っている。また、同じ福井県の場合でも、都市部では、身体虚弱児の母親を対象にした幼児健康教室や、自閉症児の親を対象にした治療的色彩の濃い相談教室を開いている所もある。

③の家庭訪問の方法は、未受診者を対象にしてなされ、その中で問題が発見され、指導が開始されるケースもあるし、健診の後で追跡指導する必要があると訪問が行われている場合があるが、この場合は、ほとんどが保健婦の手によって指導が行われている。

以上の如く、育児態度に問題をもった母親に対しては、各種の方法により働きかけが、いずれにしても、健診の場だけの指導で解決が可能なケースが非常に限られていることについては、各保健婦の意見は一致しており、くり返し来所させての指導や、家庭訪問などきぎめの細かな長期にわたる指導を、ぜひとも活発に行いたいというのが、彼女等全員の希望である。

(2) 指導を行う上での問題点

育兒態度に問題をもつ母親の指導を行う上での問題点については、その実施体制や内容に、各地域により大きな違いがあるので、一律に論じることは難しいが、多くの保健婦の意見を総合すると次の如くなる。

#### ① 指導体制

問題をもつ母親の指導を行う上で、まず問題になるのが、指導体制の不完全さだという。ということは、1歳6ヶ月児健診の場合、乳児や3歳児の健診と異なり、発足して日が浅いため、どのような問題が存在するか予測が困難であったため、指導体制の確立が遅れてしまったというのも一つの理由である。育兒態度に関する問題にはどのような種類のものが多いかということについての実態把握がまずなされ、それに基いて担当する人間の構成配置が考えられねばならないわけであるが、現在の段階では、そうした状況把握が不完全のままに発足したために、整備が遅れてしまったというのが大半の地域の実状である。健診スタッフの構成の重要性については、松崎<sup>9)</sup>の研究報告でも強調されている。

さらに、1歳6ヶ月児健診の意図するところのものが正しく理解されていなかったことが体制を確立するための障害になっていたことも否めない。何故この時点で健診を行わねばならないか、ということについて、いまだに疑問をもつ人々が多いことから考えても、その意義なり目的なりを徹底させることこそ急務であろう。

#### ② 指導技術

母親の育兒態度の改善をはかるためには、やはり担当者の相談技術の向上も当然のことながら必要である。心理診断、社会診断に關した知識技術なども、ぜひ必要であるにもかかわらず、残念ながら現在までの保健医療従事者は、そうした教育を受けておらず、無知に等しい状態のケースが少なくないのが現状である。

特に家庭環境に關した診断技術は、そのものが直接母親の育兒態度に影響を与えるものであることを考えると、最も必要なものであるといえるし、診断の手引きのようなものもつくられることが望まれている。単に経験に頼った指導には、限界があると同時に、誤った指導が行われがちなのは当然である。

#### ③ 健診の場の環境条件

このことは他の年齢段階における健診においても常に問題になるものであるが、1歳6ヶ月児健診の場合には子どもの状態が、他の年齢段階の場合より、さらに多くの配慮を要するので、事故防止や子どもが健診に集中できるような環境の整備がぜひ必要である。しかし地域によっては、一回の健診に200名ものケースを受診させねばならない所もあり、騒音がはげしく、母親への対応も落

着いた雰囲気の中でなされることは不可能に近い状態にあるというが、そうした状態では十分な相談効果は期待できなからう。特に相談指導は、周囲の騒音の中では、互いにそのものに集中することはできず、問題発見の機さえも逸することにもなるので、環境の整備ということは重要な課題である。保健所の中には、子どもの遊戯室なり、コーナーを設け、子どもの行動観察を実施しながら母親への助言を行っているところがあるが、許されれば、そうした環境の中での指導は問題発見にも、母親の問題意識向上のためにも、非常に効果的であるので、ぜひとも他でも実現させたいものである。

#### ④ 家族への働きかけ

問題をもつ母親の場合、その背後には必ず家族との関係における問題があるケースがほとんどなので、家族治療的な活動が、保健指導活動の中にもぜひ必要である。しかし現在の健診の場では、なかなか家族への働きかけまでは手が届かないのが現状である。母親と祖母との関係の調整など、特に短期間の指導で、効果があがるものではなく、家庭訪問を含めた、よりきめの細かな、深い接触が必要であり、そのための指導体制の整備も大いにまたれる。父親が、問題をもつ場合も多いが、この場合も、父親との接触を計ることが極めて困難なケースが大半である。しかし夜間の家庭訪問でも実施しない限り、父親に会うことすらできない状態では、やはり、他機関の協力をまつ以外に、効果的な治療活動を行うことは不可能といえる。祖父母や父親を対象にした育兒教室を開いている地域もあるが、問題をもつケースの場合は、まずそうした会への出席を期待することはできないという矛盾もあり、この家族への働きかけの方法も、残された大きな課題といえる。このことについては、村田の<sup>6)</sup>調査報告にも述べられている。

#### ⑤ 他機関との協力

先述した如く、問題をもつ母親の指導を行うについては、保健婦を中心にした健診スタッフが主力にならなければならないのは当然であるが、問題の性質やケースの側の条件によっては、他の医療、福祉、教育機関などの人々との協力が必要である。しかし現在健診の事後指導に協力してくれている機関は決して多くはないし、保健婦の側もそうした地域の側の医療、福祉資源の活用について、必ずしも十分な知識をもっていない。現在は個人の力による、個人を対象にした治療より、家族を単位とした家族治療や、地域社会を単位にしたコミュニティケアの時代であり、健診の場での問題ケースも、当然そうした治療の対象とならねばならぬはずである。従って、

今後健診活動をさらに発展強化させようとするならば、積極的に地域の医療、福祉、教育機関との協力を強化し、徹底した指導を行うことがぜひ望まれる。特に地域担当の児童相談所や福祉事務所のケースワーカーや心理判定員などとの協力を強力に行う必要がある。

IV おわりに

以上述べた如く、1歳6ヶ月児健診の場における母親の養育態度に関する問題の指導には、現在では、まだまだ多くの問題が残されており、必ずしも全てのケースの問題に対して適切な指導が行われているとは言えない。

しかし、1歳6ヶ月児健診を実施する大きな目的の一つに、親の養育態度を望ましい方向に指導し、子どもの心身の健全な発育、発達を計ることがあげられていることから考えても、指導内容の充実強化ということが、指導体制の確立と共に、ぜひ急がねばならぬわけである。そして、母子共に健康な、望ましい状態の下での生活が享受できるように努力することは、保健活動に従事するものの義務でもあるし、責任といえよう。1歳6ヶ月児の段階で母子関係の改善を計ることは、3歳児期や4歳児期に及ぶまで待たず、そのうち改善の計るべき時期である。健診の場では、母子共に健康な、望ましい状態の下での生活が享受できるように努力することは、保健活動に従事するものの義務でもあるし、責任といえよう。1歳6ヶ月児の段階で母子関係の改善を計ることは、3歳児期や4歳児期に及ぶまで待たず、そのうち改善の計るべき時期である。健診の場では、母子共に健康な、望ましい状態の下での生活が享受できるように努力することは、保健活動に従事するものの義務でもあるし、責任といえよう。

児期でそのことを行うよりはるかに容易なはずである。おわりに今回の調査に快く協力して下さいました各地域の保健婦各位に心から謝意を表したり。

<参考文献>

- 1) 「母親の育児態度と子どもの反応」 高橋種昭 第16回小児保健学会学習セッション資料
- 2) 「1歳6ヶ月児健診における発達と環境因子」 佐藤益子他 第26回日本小児保健学会
- 3) 「言語発達に遅れのみられる乳幼児と環境——東成区1歳6ヶ月児健診をとおして」 岩堂美智子他 第26回日本小児保健学会
- 4) 「東京都の1歳6ヶ月児健診の問題点」 松崎奈々子 小児保健研究 37巻6号
- 5) 「富山県立山町における1歳6ヶ月児健診の問題点」 村田巧他 小児保健研究 37巻6号